

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	確定給付年金制度の見直しに伴う所要の措置 (国税 30) (所得税：外、法人税：義)、 (地方税 18) (個人住民税：外、法人住民税：義、法人事業税：義)
2	要望の内容	確定給付企業年金制度（DB）について、 ・ 安定的な財政運営ができる環境の整備 ・ 運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み（いわゆるハイブリッド型制度）の実施 を可能とするため、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金拋出の仕組みを導入すること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本施策の実施により、景気変動による企業の追加的な負担の軽減等を実現し、企業年金を実施する企業の安定的な企業活動及び企業年金の安定的な財政運営が可能となることを目指す。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>確定給付企業年金の運営について、現行では負債の額を超える掛金の拋出が認められていない。このため、結果として、景気が悪化し企業業績が悪いときに追加拋出が求められることになり、企業経営に多大な影響を与えているという課題がある。</p> <p>このため、あらかじめ確定給付企業年金の財政悪化を想定した掛金の拋出を可能とすることで、景気変動による財政悪化が企業経営に与える影響を抑制し、安定的な財政運営を行うことを可能とするほか、確定拋出型年金と確定給付型年金の特徴を併せ持ついわゆるハイブリッド型の企業年金の仕組みを実施可能とする等、景気変動等を見越したより弾力的な運営を可能とする必要がある。</p> <p>※「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、ハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討することとされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅱ-3 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>企業年金基金等が安定的に運営されることにより、国民の長期的な資産形成が図られること。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>企業年金基金等の加入者数。</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>企業年金基金等が安定的に運営され、普及・拡大することにより、国民の長期的な資産形成が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 27 年 7 月 1 日時点の</p> <p>規約型確定給付企業年金の件数：13,249 件</p> <p>基金型確定給付企業年金の件数：601 件</p>
		② 減収額	<p><初年度></p> <p>国税：約 70 億円、地方税：約 36 億円</p> <p><平年度></p> <p>国税・地方税：－</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：－)</p> <p>－</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：－)</p> <p>－</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：－)</p> <p>－</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：－)</p> <p>－</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業年金基金等が安定的に運営されることにより、国民の長期的な資産形成が図られることから妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>法律において、企業年金制度等の運営に係る受託者の責任について規定しているほか、積立金の確保や受給権の保護に係る義務付け等を行っている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>住民の老後の所得保障の充実による老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。</p>

10	有識者の見解	<p>社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(平成27年1月)において、</p> <p>「柔軟で弾力的な給付設計については、企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資するものと考えられることから、諸外国の例を参考に、現場のニーズや現行制度(キャッシュバランスプラン)との違いを踏まえつつ、制度導入も視野に入れて引き続き検討すべきである。」</p> <p>「DB(確定給付企業年金)の拠出弾力化(あらかじめ景気変動等のリスクに備えるための事前積立に係る掛金拠出や、積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出など)についても、恣意的な拠出とならないことに留意しつつ、遅くとも今回の制度の見直しの実施時期と合わせて実施できるよう、税務当局と調整を進めるべきである。」</p> <p>との見解が示されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—